

農山漁村振興交付金 (地域活性化対策(活動計画策定事業)) 追加公募要領

第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市部では、農山漁村の価値が再認識されています。こうした中で、農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図っていくことが重要となっています。

このような状況を踏まえ、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくること及び農山漁村について広く知ってもらうことを目的とし、地域の創意工夫による活動の計画づくり等を支援し、農山漁村の活性化、自立及び維持発展を推進するため、農山漁村振興交付金(以下「振興交付金」という。)を交付します。

振興交付金の応募方法、交付対象となる事業実施主体等については、この農山漁村振興交付金(地域活性化対策(活動計画策定事業))追加公募要領(以下「公募要領」という。)を御覧ください。

また、交付を希望する場合には、公募要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱(以下「交付等要綱」という。)、農山漁村振興交付金(地域活性化対策)実施要領(以下「実施要領」という。)を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、提案にあたっては、「新型コロナウイルス感染症」の影響等も考慮し、実施可能な提案としてください。

公募期間：令和3年5月28日(金)から令和3年6月18日(金)まで
(郵送の場合も、同日必着のこと。)

第2 事業内容等

次の事業の公募を行うものであり、事業内容、事業実施主体等については、次のとおりです。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は、別表1に定めるとおりです。

1 事業内容

農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までに掲げる取組に係る活動計画づくり等を支援します。なお、①については②もしくは③と合わせて実施すること。

活動計画区分の具体的な内容については、別表2に定めるとおりです。

- ① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組
- ② 都市住民が農山漁村に定住するための取組
- ③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組

支援の内容は、以下のとおりです。

- (1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定
- (2) 地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築、実証活動等

2 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる全ての要件を満たす地域協議会です。

- (1) 次に掲げる事項を協定、規約、規程等により定め、地域協議会の全ての構成員がこれを同意していること。

ア 目的

イ 代表者、代表権の範囲、構成員及び事務局

ウ 意思決定の方法

エ 解散した場合の地位の承継者

オ 事務処理及び会計処理の方法

カ 会計監査及び事務監査の方法

キ アからカまでに掲げる事項のほか、運営に関して必要な事項

- (2) 地域協議会の構成員に市町村を含んでいること。

3 事業実施期間

- (1) 振興交付金を交付する期間は、2年間です。ただし、事業実施主体が、別表1の具体的な事業内容欄の(2)のイの取組を行い、かつ、事業を実施する地域が別表1の交付率及び助成額欄の(5)に掲げる地域(以下「条件不利地域」という。)のいずれかに該当する場合又は別表1の具体的な事業内容欄の(2)のウの取組を行う場合にあっては、3年間です。

また、1の(1)の地域の活動計画の策定については、事業開始年度内に完了することとし、この取組に対して振興交付金を交付する期間は、1年間です。

- (2) (1)の振興交付金を交付する期間にかかわらず、活動計画策定事業を実施するための計画期間は、3年間です。なお、当該計画期間のうち最終年度については、振興交付金の交付期間内に行った取組を自立的かつ継続的な取組としていく期間とします。

第3 提案書の作成及び提出

1 応募に必要な書類

- (1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書(別添)

農山漁村振興交付金事業実施提案書(以下「提案書」という。)に必要事項

を記入してください。

なお、作成に当たっては、以下の点に留意してください。

ア 第2の事業の実施に要する経費については、次のとおりとします。

区 分	具体的な経費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等に係る委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費
9 報酬	技術員手当（給料及び職員手当（退職手当を除く。））
10 共済費	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等
14 研修手当	実践研修に要する経費の手当

イ 計画期間の全期間について、作成すること。

ウ 計画期間内の事業の実施によって実現しようとする目標を、第2の1の①から③までの取組に対応するように、次のaからcまでに掲げる目標から選択した上で定めること。これに加えて、情報発信等による普及啓発に係る数値目標を定めること。なお、地域独自の目標を追加することもできることとします。

a 都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等）

b 都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等）

c 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）

エ ウの目標の実現状況等を評価するための指標（以下「評価指標」という。）を目標ごとに複数設定すること。なお、評価指標については、農業体験や定住促進イベントなどの参加人数、子育て支援の取組の利用者数、SNSの記事の投稿回数等、目標に対応した定量的なものとなっていること。

オ 提案書の目標及び評価指標の内容に対して取組の内容が妥当であること。

カ 申請者が、提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行

の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたことがある場合には、振興交付金の応募はできません。

キ 次に掲げる事業において採択された事業実施主体は、振興交付金の応募はできません。

a 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金

b 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1905 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業

c 農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）に規定する地域活性化対策（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2248 号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策）

(2) 地域協議会の概要、活動内容等を示す次に掲げる資料（提案書の添付資料）

ア 協定の内容を示す文書（協定が策定されていない場合は、協定の案でも可。ただし、実施要領の第 6 の 1 に規定する農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請時までには協定を策定すること。）

イ 申請者が開催した直近の総会等の資料及び予算・決算資料

ウ 地域協議会の構成員及び連携団体の活動内容が分かる資料

エ 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者のこれまでの実績、提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を判断するために必要な資料

オ 第 2 の事業に活用するアドバイザーの活動内容が分かる資料

次に掲げる資料については、該当する申請者のみ添付してください。

カ 条件不利地域における取組を実施する場合は、事業を実施する地域がこれに該当することが分かる資料

キ 提案に係る取組が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 1 項に基づく地域再生計画と関連する場合は、当該地域再生計画

※ 地域再生計画は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定するものです。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/>

ク 提案に係る取組が、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づく定住自立圏形成協定又は定住自立

圏形成方針に関連する場合は、当該協定又は方針

※ 定住自立圏形成協定は、人口の定住のために必要な諸機能の確保に向けて、中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」等の観点から連携する取組について、関係市町村議会の議決を経て定める協定です。

詳しくは、以下のホームページを御覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

- ケ 提案に係る取組が、総合特別区域法（平成23年法律第81号）第2条第1項に基づく総合特別区域に関連する場合は、当該総合特別区域計画
- コ 提案に係る取組が、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連する場合は、当該指定棚田地域振興活動計画
- サ 提案に係る取組が、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連する場合は、当該認定地域の世界農業遺産・日本農業遺産保全計画
- シ 提案に係る取組が、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の認定を受けた地域が策定した同条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連する場合は、当該認定地域の認定通知（写）
- ス 提案に係る取組が、景観法（平成16年法律第110号）第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連する場合は、当該策定地域の景観農業振興地域整備計画
- セ 提案に係る取組が、第4の3の（3）のサに規定する取組と関連する場合は、食育基本法（平成17年法律第63号）第17条第1項に規定する都道府県食育推進計画若しくは同法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画又は当該地域における食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組の内容が確認できる資料

2 提案書類の提出方法

（1）提出方法

第6に記載する書類提出先に提案書及び添付資料（以下「提案書等」という。）を御持参又は御郵送願います。

（2）提出期限

令和3年6月18日（金）17時まで（郵送の場合も、同日必着のこと。）

（3）提出に当たっての留意事項

ア 提案書等に、虚偽の記載、必須となっている添付書類の添付漏れなど不備がある場合には、審査対象となりませんので、御注意願います。

イ 提出する提案書等は、1申請者につき1点に限ります。

ウ 提出部数は1部です。

エ 書類の作成及び提出に要する一切の費用は申請者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

オ 提出された書類については、機密保持に努め、審査以外には使用しません。

第4 提案書の選定

1 審査方法

農林水産省地方農政局長、農林水産省農村振興局長（事業を実施しようとする地域が北海道の区域内にある場合に限る。以下「農村振興局長」という。）又は内閣府沖縄総合事務局長（事業を実施しようとする地域が沖縄県の区域内にある場合に限る。）（以下「地方農政局長等」という。）は、外部有識者等による選定審査委員会を設置し、3の審査の観点により申請者から提出された提案書等の審査を行います。

選定審査委員会において、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に振興交付金の交付を受ける候補者（以下「補助金等交付候補者」という。）の案を決定します。なお、交付金の額は、予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査会の議事及び審査内容については、非公開とし、補助金等交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、結果等に関する一切の質問を受け付けませんので、御了承願います。

2 審査結果の通知等

地方農政局長等は、選定審査委員会の選定結果を踏まえ、補助金等交付候補者を選定し、補助金等交付候補者となった申請者に対してはその旨を、それ以外の申請者に対しては補助金等交付候補者とならなかった旨をそれぞれ通知します。また、その通知の中で、事業の実施や振興交付金の交付に関して条件を付すことがあります。

選定の通知については、補助金等交付候補者となったことをお知らせするものです。

なお、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

また、補助金等交付候補者となった申請者が辞退をした場合、それに伴い、補助金等交付候補者とならなかった申請者の中から、補助金等交付候補者を選定する場合があります。その場合は、事前に該当する申請者に御連絡します。

3 審査の観点

提案書は、次に掲げる観点に基づき審査を行った上で、選定を行います。

(1) 全体的な観点

活動計画策定事業を実施する上での全体的な審査の観点は、次のとおりです。

- ア 事業目的の理解度及び事業の必要性
 - a 振興交付金の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。
 - b 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。
- イ 事業実施による効果、自立的かつ継続的な取組への展開など計画の有効性
 - a 第2の1の①から③までの取組に対応した事業の目標の設定は、妥当であるか。
 - b 設定した目標の達成に向けた適切な計画となっているか。
 - c 設定した目標ごとに評価指標が複数設定されているか。
 - d 設定した評価指標は、目標に対応した定量的なものとなっているか。
 - e 事業完了後、活動内容が自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。
- ウ 事業に係る経費の妥当性及び有効性

経費が適切に区分されており、その内訳が効率的なものとなっているか（一過性のイベント等への支払経費に偏っていないか等）。
- エ 事業遂行のための実施体制の妥当性
 - a 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。
 - b 適切な経理処理能力を有しているか。
 - c 会計事務の審査体制を適切に構築しているか（審査体制が脆弱なものではないか。）。
- オ 合意形成の手法の妥当性

合意形成の手法が、地域の課題、取組方針等を関係者間で共有し、事業を実施していく上で適切なものとなっているか。
- カ アドバイザーの活用

専門知識、経験、資格等を持つアドバイザーを活用した取組であるか。
- (2) 各支援内容に係る観点

活動計画策定事業の支援内容ごとの審査の観点は、次のとおりです。

 - ア 第2の1の(1)の地域の活動計画の策定の取組
 - a 地域の自立及び維持発展に向けた将来像を構想しているか。
 - b 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による活動計画づくりとなっているか。
 - c 地域の現状、課題等を把握した上で、課題解決に向けた取組内容が適切なものとなっているか。
 - d 第2の1の(1)の取組に係る活動計画づくりについて、計画に位置付けられた取組の具現化に向けた内容となっているか。
 - e 地域のコミュニティ機能の向上に資する取組となっているか(一部の集落のみが恩恵を受ける取組となっていないか)。
 - f 普及啓発に資する情報発信の内容が具体的なものとなっているか。
 - イ 第2の1の(2)の体制構築、実証活動等の取組
 - a 地域住民が主体となっているか。

- b 地域において従来から活動している団体等を活用したものとなっているか。
- c 計画完了年度までに実現可能な取組内容となっているか。
- d 活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制を構築する内容となっているか。
- e 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動となっているか。

(3) 配慮事項

第2の事業を実施するに当たり、次に該当する場合には、審査において配慮することとします。

- ア 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため、交通、買い物、医療・福祉、教育、エネルギー等に係る取組を実施する場合
- イ 地域協議会の構成員又は取組において連携する団体に地域運営組織が参画する場合
- ウ 地域協議会の構成員又は取組において連携する団体に都道府県が参画する場合
- エ 農山漁村で暮らす人々が引き続き農山漁村に住み続けるため振興交付金と併せて他省庁の関連政策事業を活用して事業を実施する場合
- オ 女性が重要な役割を担うこと等により女性の参画の促進を図っている場合
- カ 地域活性化対策の趣旨及び目的に沿ったモデルとなり得る取組の場合
- キ 地域再生法第5条第1項に基づく地域再生計画、定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定若しくは形成方針又は総合特別区域法第2条第1項に基づく総合特別区域、棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第10条第3項の規定に基づき認定を受けた指定棚田地域振興活動計画と関連がある場合、世界農業遺産・日本農業遺産の認定を受けた地域が策定した世界農業遺産・日本農業遺産保全計画と関連がある場合
- ク 世界かんがい施設遺産を活用した地域活性化の取組の場合
- ケ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条第8項の認定を受けた地域が策定した同条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画と関連がある場合
- コ 景観法（平成16年法律第110号）第55条第1項の景観農業振興地域整備計画が策定されている地域が策定した景観農業振興地域整備計画と関連がある場合
- サ 地域の食文化の保護・継承又は郷土料理や食文化を活用した地域活性化の取組を実施する場合

第5 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の申請及び承認

補助金等交付候補者は、通知を受けてから1箇月以内に交付等要綱の第5の農

山漁村振興推進計画及び第6の事業実施計画（以下「振興推進計画等」という。）を地方農政局長等に申請し、その承認を受けてください。

なお、事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、申請者へ事前に御連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次の資料が必要となります。対象経費の精査により、交付金の対象経費とならない経費が認められる場合がありますので、御了承願います。

- (1) 賃金及び謝金については、単価の適正な根拠資料
- (2) 旅費については、旅費規程等の適正な根拠資料
- (3) 外部委託については、積算、見積書等の複数者からの根拠資料
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、対象経費を確認する根拠資料

2 振興交付金の交付手続

地方農政局長等が振興推進計画等を承認したときは、振興交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる交付金の額をお知らせします。

振興交付金の申請者は、割り当てられた額を踏まえ、交付等要綱の第10に規定する農山漁村振興交付金交付申請書を作成し、地方農政局長等に提出してください。

その後、地方農政局長等から通知される振興交付金の交付決定通知日以降に振興交付金の対象となる事業を開始することができません（交付決定通知日以前に発生した経費は、原則として振興交付金の交付の対象になりません。）。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算））を原則とします。支払に関する手続は、次のとおりです。

- (1) 振興交付金の申請者は、毎年度、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1箇月を経過した日のいずれか早い期日までに、交付等要綱の第21に規定する農山漁村振興交付金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、領収書等の写しを添付して、地方農政局長等に提出してください。
- (2) その後、地方農政局長等において、提出された実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により振興交付金が支払われます。

第6 説明会の開催

公募に係る説明会に代えて、各農政局等のホームページに音声による説明を掲載しますので、説明を御確認いただき、御質問等がありましたら、第7に記載の所管する農政局等のお問い合わせ先に御確認ください。

第7 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話又はFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、担当者の出勤状況により、お問い合わせに即時に対応できない場合がありますので予め御了承ください。（問合せ時間：10:00～17:00 ※平日のみ）
また、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりです。

【応募者の取組地域が北海道の場合】

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL：03-3502-8111（内線5451）
FAX：03-3595-6340

【応募者の取組地域が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の場合】

農林水産省東北農政局農村振興部農村計画課
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
TEL：022-263-1111（内線4445、4118）
FAX：022-216-4287

【応募者の取組地域が茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県の場合】

農林水産省関東農政局農村振興部農村計画課
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
TEL：048-600-0600（内線3462、3412）
FAX：048-740-0082

【応募者の取組地域が新潟県、富山県、石川県、福井県の場合】

農林水産省北陸農政局農村振興部農村計画課
〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60
TEL：076-263-2161（内線3423、3418）
FAX：076-263-0256

【応募者の取組地域が岐阜県、愛知県、三重県の場合】

農林水産省東海農政局農村振興部農村計画課
〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2
TEL：052-201-7271（内線2514、2527）
FAX：052-220-1681

【応募者の取組地域が滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の場合】

農林水産省近畿農政局農村振興部農村計画課
〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
TEL：075-451-9161（内線2415、2423）

FAX : 075-451-3965

【応募者の取組地域が鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の場合】

農林水産省中国四国農政局農村振興部農村計画課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

TEL : 086-224-4511 (内線 2522、2521)

FAX : 086-227-6659

【応募者の取組地域が福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の場合】

農林水産省九州農政局農村振興部農村計画課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1

TEL : 096-211-9111 (内線 4613、4623)

FAX : 096-211-9812

【応募者の取組地域が沖縄県の場合】

内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課

〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL : 098-866-0031 (内線 83326)

FAX : 098-860-1194

参考

この公募要領に記載しているもののほかにも、実施に必要な条件、事業実施の手続等について、交付等要綱及び実施要領に定めておりますので、次の表を参考にしてください。

主な関連事項	交付等要綱及び実施要領の関連箇所
1 事業内容等（第2の1関係） 提案書作成に係る事業内容、交付金の 選定要件、交付率及び助成額について	交付等要綱 第3の2 実施要領 第2
2 事業実施主体（第2の2関係） 事業実施主体について	交付等要綱 第3の2 実施要領 第3
3 事業実施期間（第2の3関係） 事業実施期間について	交付等要綱 第3の2 実施要領 第4
4 事業実施の手続（第5関係） 事業の実施に係る提出手続等につい て (農山漁村振興推進計画・事業実施計画 等)	交付等要綱 第5、第6 実施要領 第6、第7、第8、第10
5 完了報告、事業実施結果の評価等 農山漁村振興推進計画及び事業実施 計画に基づく全ての事業が完了したと きの完了報告、事業実施後の事業実施結 果の評価、事業実施に係る状況報告につ いて	交付等要綱 第7 実施要領 第18、第19、第20

別表 1

事業の種類	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
<p>1 活動計画策定事業</p>	<p>農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による次の①から③までの取組に係る活動計画づくりを支援する。</p> <p>① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組</p> <p>② 都市住民が農山漁村に定住するための取組</p> <p>③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組</p> <p>なお、①については②もしくは③と合わせて実施すること。</p> <p>支援の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) アドバイザーを活用したワークショップ等を通じた地域の活動計画の策定</p>	<p>以下の要件を全て満たすこととする。</p> <p>(1) 農林水産業及びその基盤となる農山漁村の振興を図る取組であること。</p> <p>(2) 自立的かつ発展的な取組であって、地域の維持及び活性化に対する効果が見込まれること。</p> <p>(3) 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)の取組について、少なくとも同欄の(1)のイ及び(2)のウの取組以外の全ての取組を実施すること。</p>	<p>交付率及び助成額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 交付率は、定額とする。</p> <p>(2) 具体的な事業内容欄の(1)及び(2)を合わせた各年度の助成額の上限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 事業開始年度は、500万円とする。</p> <p>ただし、具体的な事業内容欄の(1)については、300万円を上限とする。</p> <p>イ 事業開始から2年目の年度は、250万円とする。</p> <p>(3) 具体的な事業内容欄の(2)のウの取組を行う場合の各年度の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から3年目の年度までの助成額の上限に各々250万円を加えた金額とする。</p> <p>(4) 具体的な事業内容欄の(2)のイの取組を行</p>

	<p>ア ワークショップ開催 地域住民間で徹底した話し合いを行うための、専門知識を持ったアドバイザーがコーディネートするワークショップの開催</p> <p>イ 先進地の視察及びセミナーへの参加 地域活性化のコーディネーターの育成及び地域住民の意識改革を行うための先進地の視察及びセミナーへの参加</p> <p>ウ 活動計画の策定 ア及びイの取組を踏まえた地域の将来像を構想するために必要な活動計画（「交流」や「定住」へ繋がる定量的な数値目標を記載するもの）の策定</p> <p>(2) 地域の活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動等</p>	<p>(4) 次のアからウまでの事業において採択された事業実施主体ではないこと。</p> <p>ア 都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 農振第 393 号農林水産事務次官依命通知）に規定する都市農村共生・対流総合対策交付金</p> <p>イ 農村集落活性化支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 1905 号農林水産事務次官依命通知）に規定する農村集落活性化支援事業</p> <p>ウ 農山漁村振興交付金実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2325 号農林水産事務次官依命通知）に規定する</p>	<p>い、かつ、事業を実施する地域が次の（5）の要件に該当する場合の助成額の上限は、事業開始年度から事業開始から 3 年目の年度までの助成額の上限に各々 100 万円を加えた金額とする。</p> <p>(5) 事業を実施する地域が次のアからコまでのいずれかに該当する場合とする。</p> <p>ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成 5 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に規定する特定農山村地域</p> <p>イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</p> <p>エ 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された半島振</p>
--	---	---	---

<p>ア 体制構築 活動計画に掲げられた取組を実施するために必要な体制の構築</p> <p>イ 実証活動 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた実証活動及び普及啓発に資する情報発信</p> <p>ウ 専門的スキルの活用 活動計画に掲げられた取組の具現化に向けた地域外の人材が有する ICT 等の専門的スキル等の活用</p>	<p>地域活性化対策(平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2248 号による当該通知の改正以前に採択されたものについては、都市農村共生・対流及び地域活性化対策)</p>	<p>興対策実施地域</p> <p>オ 離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域</p> <p>カ 沖縄県振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 号に規定する沖縄</p> <p>キ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定する奄美群島</p> <p>ク 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島</p> <p>ケ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯</p> <p>コ 棚田地域振興法(令和元年法律第 42 号)第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</p>
--	--	---

別表 2

活動計画区分	活動計画区分の具体的な内容
<p>① 都市と農山漁村の人々が交流するための取組</p>	<p>農山漁村が持つ豊かな地域資源等を活用し、観光と連携した都市と農山漁村交流を推進するための取組</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村景観の現状の把握や歴史的・文化的視点からの分析 ・ボランティア活動に対する都市住民のニーズの把握やターゲットの設定検討 ・地域内外の多様な主体が参画した都市と農山漁村交流推進のための受入体制構築や受入窓口の体制整備 ・農山漁村が持つ豊かな地域資源等の活用の推進に係る取組結果の分析・評価、対応集の検討 等
<p>② 都市住民が農山漁村に定住するための取組</p>	<p>農山漁村が持つ豊かな地域資源等を活用した地域の創意工夫による都市住民が農山漁村で暮らすための定住を促進する取組</p> <p><取組例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域が定住等促進の計画を策定するのに必要な情報に関する調査・分析 ・農山漁村における空き家情報など定住等に関する現状調査 ・農山漁村における空き家等を利用した定住希望者の受入体制整備に係る支援 ・定住等に必要の情報窓口の設置、HP 作成、定住等に係るアドバイザーの育成・設置 ・定住等促進体験ツアー開催等を通じた都市で生活する定住希望者へのプロモーション活動 ・企業等と連携した中長期農山漁村滞在プログラム策定のためのワークショップ等の開催 等

③ 農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組

(1) 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大を図る取組

<取組例>

- ・ 地元で生産された農林水産物の直売所等での販売に向けた調査・分析
- ・ 地域特産品の加工、販売、ブランド化に向けた関係機関との調整
- ・ 廃校を活用したコミュニティカフェやレストランの開設に関する企画 等

(2) 農山漁村において医療・福祉、教育、買い物、エネルギー、住宅等の環境の創出を図る取組

<取組例>

- ・ 高齢者の在宅への巡回診療の体制構築に向けた関係機関との調整
- ・ 高齢者への配食や見守りサービスの導入に向けた現状調査・分析
- ・ 遠隔地の児童や生徒が利用するスクールバスの運行に向けた関係機関との調整・試行
- ・ 移動販売車や日用品の宅配サービスに関する調査・分析
- ・ 灯油の共同配送サービスに関する需要調査・分析
- ・ 農産物の庭先集出荷の体制構築に向けた検討
- ・ 農家住宅を中心とした集落整備の構想策定に係る支援
- ・ 食料品や灯油等の日用品の即日配送・移動販売の注文予約サービスの調整・試行
- ・ アプリ等によるデマンド送迎予約サービスの調整・試行
- ・ アプリ等による定期的な行政情報提供、コンビニエンスストアや地域商店での行政手続の調整・試行等